

雇用保険料率の改定

CC230228

PCA Dream21 給与(K)

令和5年4月分保険料から雇用保険料率が引き上げられます。
改定の詳細は、各都道府県労働局などへお問い合わせください。

【改定内容】

| 旧 保険料率 | 雇用保険料率 | 被保険者負担率 | 事業主負担率 |
|--------------|-----------|---------|-----------|
| 一般の事業 | 13.5/1000 | 5/1000 | 8.5/1000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 15.5/1000 | 6/1000 | 9.5/1000 |
| 建設の事業 | 16.5/1000 | 6/1000 | 10.5/1000 |



| 新 保険料率 | 雇用保険料率 | 被保険者負担率 | 事業主負担率 |
|--------------|------------------|---------------|------------------|
| 一般の事業 | 15.5/1000 | 6/1000 | 9.5/1000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 17.5/1000 | 7/1000 | 10.5/1000 |
| 建設の事業 | 18.5/1000 | 7/1000 | 11.5/1000 |

■ 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで保険料率の変更を行うことにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

変更方法は、次項をご覧ください。

■ 保険料率の変更方法

実施時期

『PCAソフト』では、新保険料率がわかり次第あらかじめ料率変更を行うことが可能です。

＜＜**ご注意**＞＞ 4月に賞与を支給する場合は、新しい保険料率で保険料を徴収します。

操作方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」 - 「法定情報の登録」を起動します。
- ② [保険料率] で被保険者負担の [雇用保険 (一般)] を [6/1000]、[雇用保険 (建設等)] を [7/1000] に変更します (事業主負担は [雇用保険 (一般)] が [9.5/1000]、[雇用保険 (建設等)] が [11.5/1000] または [10.5/1000])。

| | | | | |
|---|------------|--------------|---------------|-------------|
| 共 | 雇用保険(一般) | 6.000 / 1000 | 9.500 / 1000 | 政府管掌 (五捨六入) |
| | 雇用保険(建設等) | 7.000 / 1000 | 11.500 / 1000 | |
| | 雇用保険(その他) | 0.000 / 1000 | 0.000 / 1000 | |
| 通 | 労災保険 | | 0.000 / 1000 | |
| | 子ども・子育て拠出金 | | 0.000 / 1000 | |

- ③ [履歴登録] ボタンをクリックします。[更新基準日の変更] 画面が表示されますので、[更新基準日] を入力し、[OK] ボタンをクリックします。
[更新基準日] は、新保険料率を適用する日付 (旧保険料率を適用する最終支給日の翌日から、新保険料率を適用する初回支給日まで) を入力します。

例1) 【4月分保険料を4月給与で徴収する場合】

「令和5年4月1日」に設定

例2) 【4月分保険料を5月給与で徴収する場合】

「令和5年5月1日」に設定